

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十二月廿四日
第千七百七十三號

火曜日

本報ノ大キサハ規定規格ヲA列

鳥取縣令第九十號

大正十二年六月鳥取縣令第三十五號住宅資金貸付規程等の一部を次のやうに改正する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

住宅資金貸付規程（大正十二年縣令第三十五號）

第十條中「産業組合聯合會又ハ産業組合中央金庫」を「又ハソノ他ノ金融機關」に改める。

罹災救助金ノ管理支出ニ關スル方法（昭和七年鳥取縣令第三十七號）

第五條第二號、第三號及び第五號及至第十號を次のやうに改める。

二、焚 出

焚出は罹災者自ら炊爨を爲すこと能はざる場合に於て十日以内、食品は自辨し難き事實ありと認める者に對し焚出を通し三十日以内一人一日金貳圓を限度として給與す。

三、被 服
被服は罹災の爲季節相當の被服の自辨するの途なき者に對し金壹百圓の範圍内に於て給與す。

五、埋 葬
埋葬は災害の際死亡したる罹災者を埋葬する費用を支出し能はざる者に對し之が費用として金參拾圓以内を給與す。

六、小屋掛
小屋掛は自ら雨露を凌ぐこと能はざる家庭に對し一戸參百圓以内を給與す。

七、就業品

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火金 曜日發行（時ハ翌日）

昭和二十一年十二月廿四日
第千七百七十三號

昭和四年四月十五日
（第三種郵便物認可）

就業品は價格僅少なる資料又は器具を依頼し業務に従事する者にして就業上必要欠くべからざる資料又は器具を亡失したる場合に於て金貳百五十拾圓以内を給與す

八、學用品

學用品は生徒兒童にして其の進修する課程に必要な教科書又は文房具を自辨するの途なきときに限り金拾五圓以内を給與す。

九、運搬要具

運搬要具は罹災者救助に必要なる場合に限り船、車馬其の他必要欠くべからざるものを借入れその借入費は實費とす。

十、人 夫

人夫は罹災救助の爲必要ある場合に限り傭入れ賃金は實費とす。

市町村罹災救助資金補助規則昭和十六年三月縣令第十三號

第十一條中「救護法」を「生活保護法」に改める。

少年救護法施行細則（昭和九年十一月縣令第四十六號）

第六條を削除する。

第十二條の二中「限度は一人一日四十錢とす」を「基準は生活保護法による保護等のために支出する費用の中生活扶助費一日一人額の基準に依る」に改める。

兒童虐待防止法施行細則（昭和八年九月縣令第二十七號）第十五條及第十八條中「尋常小學校」を「國民學校初等科」に改める。

附 則

この縣令は、公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣令第九十一號

次の縣令はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

大正十二年二月鳥取縣令第八號社會事業補助獎勵規程
大正八年三月鳥取縣令第二十一號罹災救助出願手續

◇鳥取縣令第九十二號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十六號鳥取縣木炭檢查規則中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第十六條中「之ヲ行ヒ第七條ニ定ムル品等ヲ附ス」を「之ヲ行フ」に改める。

第十七條中「荷票ニハ稱呼品等」を「荷票ニハ稱呼」に改める。

第二十八條第一號中「第十六條第三項」を削る。

◇鳥取縣令第九十三號

左の縣令はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

大正十年八月 鳥取縣令第四十一號 公有林野天然造林獎勵規程

昭和四年十一月 同 第七十一號 竹林造成補助規程

昭和十八年十月 同 第五十五號 貯材施設補助規程

昭和十九年六月 同 第四十七號 民有林非常伐採規程
大正六年十一月 同 第四十二號 森林組合規程

昭和十一年八月 同 第二十號

森林治水事業補助規程

◇鳥取縣令第九十四號

大正十年六月鳥取縣令第三十八號公有林野分收造林規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第四條中「樹木處分」を「產物處分」に「其ノ價格ニ應シ」を「其ノ價格ヨリ所要經費ヲ控除シタル純收益ヲ分收歩合ニ應シ」に「材積」を「產物」に改める。

第十一條第三號を次のやうに改める。

三、契約諸條項ヲ遵守セサルトキ

第十一條第四號を次のやうに改める。

四、事業實行ニ當リ不正ノ行爲アリタルトキ

第十一條第五號を次のやうに改める。

五、其ノ他縣ニ於テ解除スルヲ適當ト認メタルトキ

第十二條中「樹木」を「產物」に「年八分ノ利息」を「年五分ノ利息」に改める。

第十二條第二項を次のやうに改める。
 前條第一號及第五號ノ爲契約ヲ解除シタル場合ハ前項但書ノ規定ハ之ヲ適用セサルコトヲ得

訓令

鳥取縣訓令甲第四十三號

廳 中 一 般
 地 方 事 務 所

昭和十九年五月六日鳥取縣訓令甲第十六號鳥取縣地方事務所長專決處分規程の一部を次のやうに改正する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條 經濟課ニ關スル事項中「一、米穀酒造用米等搗制限事項ニ關スルコト(米搗規二)」を削る。

鳥取縣訓令甲第四十四號

大正十四年七月鳥取縣訓令甲第一號市町村林野條例同施行細則標準を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する
 昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

町(村)有林野條例施行細則(標準)中次のやうに改める
 第一條、第二條、第三條第四號、第六條第四號並びに第五號様式、第六號様式を削る。
 第三條中「事務」を「業務」に「林野保護」を「林野保護管理」に改める。

鳥取縣訓令甲第四十五號

大正六年十一月鳥取縣訓令甲第四十二號造林臺帳規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條を次のやうに改める。

第一條 市長村へ左ノ各號ニ掲グル造林ラナシタルトキ
 ハ造林臺帳ヲ備へ之ヲ保存整理スヘシ

一、市町村(市町村組合町村組合有テ含ム以下同ジ)直營地ニ市町村自ラナシタル造林

二、市町村有林野ノ使用權ヲ廢止シ市町村自ラナシタル造林

鳥取縣訓令甲第四十六號

左の訓令はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

三、市町村カ其ノ所有林野ニ學校青年團其ノ他公共團體ト分收契約ヲ以テナシタル造林
 四、部落有林野ニ地上權ヲ設定シ市町村自ラナシタル造林

明治三十二年 鳥取縣訓令 甲第十二號

保安林調査ノ爲メ本廳主務員ヲ出張セシメタル場合ノ件

告 示

鳥取縣告示第五百二十號

農地調整法第十七條の二第二項並びに同法施行令第四十五條の規定により農地委員會を設置しない村を次のやうに指定する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

岩美郡 田後村、網代村
 氣高郡 酒津村

鳥取縣告示第五百二十一號

價格等取締規則第一條の規定により「擬革傘」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、届出入住所、名稱及び氏名

鳥取市丹後片原町

昭和擬革傘工作所

算 利 次

二、届出品名及び價格

(一)品 名 擬 革 傘

(二)販賣價格 單位一本(物品税四割込)

生産者價格 卸賣業者價格 小賣業者價格

二尺以上 七一圓三〇 七三圓四〇 八〇圓七〇

一尺八寸以上 六八、四〇 七〇、四五 七七、五〇

一尺六寸以上 五九、三〇 六一、一〇 六七、二〇
 馬 傘 四四、二〇 四六、六〇 五一、三〇
 三、右の販賣価格は鳥取縣生活用品價格査定委員會の査定を受け査定證紙を添附した價格とし、査定を受けな
 いもの又は證紙の添附のないものは五割下げとする。
 四、この告示後物價廳長官が別の額の指定をしたときは
 この届出價格は失効する。
 五、物價調整上必要あるときは、この届出價格につき制
 限もしくは禁止することがある。

鳥取縣告示第五百二十二號

昭和二十年六月鳥取縣告示第二百三十一號合板用及兵器用
 素材指定の件中次のやうに改正し公布の日からこれを施行
 する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

本告示中「及兵器用」「又へ兵器用」「兵器用素材
 トシ」を削る。

鳥取

鳥取縣告示第五百二十三號
 昭和十三年七月鳥取縣告示第四百十一號樹苗養成補助規程
 中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。
 昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條を次のやうに改める。

第一條 樹苗ノ養成ヲ爲ス市町村、市町村組合、町村組合
 農事實行組合、森林組合又ハ森林組合聯合會ニ對シ毎年
 度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

鳥取縣告示第五百二十四號

物價統制令第四條の規定により本縣における正月用注連飾
 の販賣價格の統制額を次の通り指定する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

品 名	規 格	單位 最終販賣價格
おほまかさり	二つ練りもの	一箇 四圓〇〇
同	三つ練りもの	同 六、〇〇
同	並房三箇以上	同 六、〇〇

注連かさり 一間もの並房五箇以上 同 二、〇〇
 同 半間もの並房三箇以上 同 一、三〇
 むびすかさり 廻廻り五寸乃至七寸 同 三、〇〇
 並房三箇以上 同 〇、一〇
 まかさり 同 〇、一〇
 (一) 厨子用の注連かさりは一割を加算することが出来る。
 (二) 本表のもの價格は一般家庭用のもの價格である
 から、特別注文の中房、大房等のものには五割追加
 算することが出来る。
 (三) 本表統制額は買主庭先渡の價格である。

鳥取縣告示第五百二十五號

左の告示はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

年 月 日 番 號 件 名

昭和七年十月 鳥取縣告示 第四百十九號

炭竈構築補助規程

昭和十一年三月 同第四百十五號

海岸林造成苗木交付規程

昭和二十二年八月 同第四百五十九號 災害防止林業施設補助規程
 昭和十九年七月 同第三百六十三號 林業勞務報國團要綱
 昭和十九年七月 同第三百六十五號 長丸太生産臨時措置要綱
 昭和十九年九月 同第五百一十八號 緊急林道開設事業補助要綱
 昭和二十年四月 同第二百二十四號 民有林非常伐採規程第七條ノ規程ニ依ル長丸太造材方法指定ノ件
 大正十一年十一月 同第二百八十七號 森林組合ニ於テ森林法等ノ規定ニ依リ作製スベキ書類ノ様式

鳥取縣告示第五百二十六號

農地調整法第十七條ノ二第三項並びに同法施行令第四十六條の規定により鳥取市及び八頭郡智頭町に次のやうに地區農地委員會を設置した。

昭和二十一年十二月二十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥 取 市

各々告示の第二十四條中「公布の日」とあるは「昭和二十一年十月一日」の誤。

名稱	地區
鳥取市舊市地區農地委員會	鳥取市舊市内
同 稻葉地區同	同 稻葉
同 富桑地區同	同 富桑
同 中ノ郷地區同	同 中ノ郷
同 美保地區同	同 美保
同 賀露地區同	同 賀露
八頭郡智頭町	
智頭町智頭地區農地委員會	智頭町智頭
同 富澤地區同	同 富澤
同 山形地區同	同 山形
同 土師地區同	同 土師
同 那岐地區同	同 那岐

正誤

昭和二十一年十二月鳥取縣告示第五百十三號、同第五百十四號並びに同第五百十五號中次のやうに正誤する。

昭和二十一年十二月廿四日印刷
昭和二十一年十二月廿四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

郵

鳥取縣鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取縣
印刷所